

川島桶川資源循環組合組織規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、管理者の補助機関に関する組織について必要な事項を定めることにより、その所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(課及び係)

第 2 条 川島桶川資源循環組合事務局設置条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 4 号）第 1 条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に、次の課及び係を置く。

総務課総務係

施設課施設係

(事務分掌)

第 3 条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課総務係

- (1) 正副管理者会議等に関する事。
- (2) 議会の招集及び議案に関する事。
- (3) 監査委員に関する事。
- (4) 公平委員会に関する事。
- (5) 儀式、行事及び表彰に関する事。
- (6) 公印の管理及び公告に関する事。
- (7) 文書の収受、発送及び管理に関する事。
- (8) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (9) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (10) 行政組織及び事務管理に関する事。
- (11) 職員の定数及び配置に関する事。

- (12) 職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関する事。
- (13) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (14) 職員の褒賞及び表彰に関する事。
- (15) 職員の研修に関する事。
- (16) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (17) 市町村職員共済組合、市町村総合事務組合及び公務災害補償に関する事。
- (18) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (19) 財政の総合調整に関する事。
- (20) 財政状況の公表に関する事。
- (21) 決算及び決算統計に関する事。
- (22) 起債及び一時借入金に関する事。
- (23) 組合財産の取得、管理及び処分（建設用地の取得に係る事務を除く。）に関する事。
- (24) 公有財産の総合調整に関する事。
- (25) 組合の収入及び支出に関する事。
- (26) 契約検査事務に関する事。
- (27) 入札事務に関する事。
- (28) 現金の出納及び保管に関する事。
- (29) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (30) 現金及び財産の記録管理に関する事。
- (31) 物品の出納及び保管に関する事。
- (32) 指定金融機関に関する事。
- (33) 構成市町の負担金に関する事。
- (34) 組合広報に関する事。
- (35) 組合の庶務に関する事。
- (36) 他の課及び係に属さない事。

施設課施設係

- (1) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (2) ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営に関すること。
- (3) 環境影響調査に関すること。
- (4) 建設用地に関すること。
- (5) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (6) その他ごみ広域処理及び施設に関すること。

(職の設置)

第4条 事務局に局長を、課及び係に課長及び係長を置く。

- 2 前項に規定する職のほか、必要に応じて、次長、課長補佐、主査、主任、主事又は技師を置くことができる。

(職務)

第5条 局長は、管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、局長を補佐し、職員の担任する事務を監督し、事務局の事務を整理し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐し、職員の担任する事務を監督し、課の事務を整理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
- 6 主査は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
- 7 主任は、上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。
- 8 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。

(相互援助)

第6条 重要若しくは特殊な事務又は緊急を要する事務については、局長がそれぞれの職員に相互に援助させることができる。

（事務の特例）

第7条 管理者は、臨時又は特殊な事務で必要と認めるときは、担当以外の事務を処理させることができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。